

入学
準備金

就職
準備金

ひとり親家庭

高等職業訓練促進資金 貸付制度のご案内

ひとり親家庭 高等職業訓練促進資金とは？

訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、
就職に有利な資格の取得を目指す
ひとり親家庭の親に対し、
高等職業訓練促進資金を貸付け、
資格取得を促進し、ひとり親家庭の
親の自立促進を図ることを目的
とするものです。



貸付利率
年 **1.0%**

※連帯保証人を立てた
場合は無利子

入学準備金

貸付額

養成機関への入学準備金として
上限額 50万円

返還

5年以内／月払いまたは一括
条件を満たせば返還免除も可能

就職準備金

貸付額

養成機関の過程を修了し、資格を
取得した場合に就職準備金として
上限額 20万円

返還

2年以内／月払いまたは一括
条件を満たせば返還免除も可能

対象となる人

①～④の項目すべてに該当する方が対象です

- ① 母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けている
- ② 養成機関に在学し、原則、愛媛県内に住民登録をしている
- ③ 養成機関を修了後、原則、愛媛県内で取得した資格が必要な業務に従事しようとしている
- ④ 専門実践教育訓練給付金、介護福祉士修学資金、保育士修学資金等同種の貸付を受けていない

※訓練促進給付金の対象については、お住まいの市福祉事務所・県地方局にある給付金の窓口へご相談ください。



返還免除

下記の条件をすべて満たした場合、申請により貸付金の全額が返還免除になります。

- 養成機関を修了
- 資格取得から1年以内に愛媛県内で就職し、取得資格が必要な業務に従事
- 愛媛県内にて5年間就業を継続

※雇用形態は問いませんが、1週間の所定労働時間が20時間以上であることが条件となります。

※養成機関を退学した場合や上記の返還免除のための要件に満たない場合は、返還となります。



申請方法

1

市福祉事務所・県地方局にて訓練促進給付の事前相談

訓練促進資金(入学準備金・就職準備金)の貸し付け対象になりうる場合は、貸付のご案内、申込手順等をご説明いたします。右記パンフレットをご確認の上、必要書類を揃えてください。

※申請書類は右記QRコードからもダウンロードできます。



「訓練促進資金のご案内」パンフレット

2

申請書類を高等職業訓練促進給付金の窓口へ提出ください。

市在住の方 お住まいの地域の市福祉事務所

町在住の方 お住まいの地域の県地方局地域福祉課

3

提出いただいた書類は、県社協にて審査し、貸付の可否を郵送にて通知いたします。貸付が決定した場合は、借用書をご提出ください。借用書の受理後、提出書類に不備がなければ貸付金を送金いたします。

※提出書類について、申請者にお問合せする場合があります。連絡がつかない場合は貸付不可となります。

申込期日

入学準備金

高等職業訓練促進給付金の支給決定の通知を受けた日から起算して **30日以内**

就職準備金

養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から起算して **30日以内**

■ 貸付制度に関するお問い合わせ先



「やさしさ」を抱きしめよう

社会福祉法人
愛媛県社会福祉協議会

〒790-8553 愛媛県総合社会福祉会館1F
TEL:089-921-8384 FAX:089-921-5289
<https://www.ehime-shakyo.or.jp/>

